

学 則

1 事業者の名称及び所在地	社会福祉法人 泰政会 〒252-0239 神奈川県相模原市中央区中央 5-3-18
2 研修事業の名称	のぞみケアアカデミー介護職員初任者研修通学コース
3 研修課程及び形式	介護職員初任者研修 課程 (<u>通学</u> ・ 通信)
4 開講の目的	介護現場で働くための基本的な知識と技術を身に付けた人材を養成し、介護人材の確保に貢献する。
5 研修責任者及び研修コーディネーターの氏名 研修担当部署 研修担当者及び連絡先	研修責任者：勝島 秀夫 研修コーディネーター：津幡 光 研修担当部署：のぞみケアアカデミー 研修担当者：勝島 秀夫 お問合せ：〒252-0231 相模原市中央区相模原 2-4-5M&M ビル 202 (電話番号) 042-851-3156 (メールアドレス) nozomi@taiseikai-web.com
6 受講対象者(受講資格)及び定員	定員：12名。 下記のいずれかに該当するもの。 ・訪問介護事業に従事しようとする者若しくは在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする者 ・満18歳以上で介護・福祉の仕事への就業を希望している者 ・介護についての学習希望のある一般の者
7 募集方法(募集開始時期・受講決定方法を含む) 受講手続及び本人確認方法	一般公募する。 開講日の概ね1か月前より募集を開始し、法人ホームページ上で受講生を募集する。 受講希望者には受講案内(学則含む)と申込書を送付する。 受講申込書の提出(郵送可)により手続き。 定員を超える申し込みの場合は先着順。 受講動機等資格取得についての意欲や現在の就労状況等を勘案する。 受講決定後、受講許可書および「個人情報の取り扱いに関する誓約書」を送付する。受講決定後、受講料の振込を依頼する。 本人確認は、研修初日に公的機関発行の証明書等(運転免許証・住民票・パスポート・健康保険証・年金手帳等)により確認を行う。 開講日当日 ①受講料振込控②「個人情報の取り扱いに関する誓約書」を提出していただく。
8 受講料、テキスト代 その他必要な費用	¥100,000円(税込価格) (内訳) ・受講料 ¥92,875円 ・テキスト代 ¥7,125円 ・実習費 受講料に含む
9 研修カリキュラム	別添様式3のとおり
10 通信形式の場合 その実施方法 ・添削指導及び面接指導の実施方法 ・評価方法及び認定基準 ・自宅学習中の質疑等へ	通学形式につき、記載なし

の対応方法	
11 研修会場 (名称及び所在地)	<p>① のぞみケアアカデミー 〒252-0231 相模原市中央区相模原 2-4-5 M&Mビル 202</p> <p>② 特別養護老人ホーム泰政園</p> <p>③ 〒252-0239 相模原市中央区中央 5-3-18 特別養護老人ホーム泰政園</p>
12 使用テキスト (副教材も含む)	<p>一般財団法人 長寿社会開発センター 二訂 介護職員初任者研修テキスト(第1巻～第3巻)</p>
13 研修修了の認定方法 (習得度評価方法含む)	<p>(1) 技術演習における習得度評価 「こころとからだのしくみと生活支援技術」の次の項目について、各演習時間内で技術習得度の評価を行う。チェックリストによりA～Dの4区分で評価を行い、A及びBの者を一定レベルに達している者とする。 6. 整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 7. 移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 8. 食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 9. 入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 10. 排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 11. 睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 14. 総合生活支援技術演習 (評価区分) A: 基本的な介護(介助)が的確にできる B: 基本的な介護(介助)が概ねできる C: 技術が不十分 D: 全くできない</p> <p>(2) 全科目の修了時に、1時間の筆記試験による修了評価を実施する。次の評価基準によりC以上を評価基準を満たしたものとして認定する。 A=90点以上、B=80～89点、C=70～79点以上、D=70点未満</p> <p>(3) 通学カリキュラムを全て出席し、通信添削課題が基準点を超過しており、上記(1)及び(2)において認定基準を超過している受講者に対し、修了証明書を発行する。</p> <p>(修了評価試験で基準以下の時の取り扱い) 担当講師の補習の上、再試験を実施する。 補習 ¥3,000円 再試験 ¥3,000円</p>
14 欠席者の取り扱い(遅刻・早退の扱い含む) 補習の取り扱い (実施方法及び費用等)	<p>(1) 理由の如何にかかわらず、5分以上の遅刻・早退は欠席とする。研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補習を行う。 補習の実施は原則として当法人において実施する同カリキュラムのコースの同じ授業を振替受講することにより行う。 補習は1回につき¥3,000円を受講者負担とする。 ・ 補習の実施は、原則として当法人において実施する同カリキュラムのコースの同じ授業を振替受講することにより行う。</p> <p>(2) 補習に要する費用</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・振替受講 ¥3,000 円 ・補 講 ¥3,000 円
15 科目免除の取り扱いとその手続き方法	別紙①の通り。
16 解約条件及び返金の有無	<p>○受講者からのキャンセル 開校日の10日前:受講料全額返金 開校後の退校:受講料返金なし</p> <p>○当法人からのキャンセル 当法人の諸事情により中止する場合は、受講料は全額返金する。 授業態度不良等による退校処分の場合</p> <p>○受講取り消し(退校処分の取り扱い) 以下の項目に抵触する場合は、受講を取り消すことがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 受講相談、受講申し込み、受講中などにおいて受講適否に関する虚偽の回答をしたとき、若しくは回答拒否した場合。 2. 本研修あるいは法人の名誉を毀損し、または秩序を乱した場合。 3. 故意に法人の施設設備、あるいは本研修先の施設・設備等を毀損した場合。 4. 受講証を他人に貸与し、貸与を受けた者が本研修を受講した場合。 5. 講義の進行を妨げるなど、他の受講生の迷惑になる行為を行い、講師・職員の指示に従わず、改善が見られないと法人が判断した場合。 6. 受講中に怪我、疾病などにより法人の定める講習期間内に修了できない場合。 7. やむを得ず法人の定める研修期間内に修了できない場合。 8. 受講申し込み後、通常の介護業務に支障をきたすと認められる心身の疾患が判明した場合。 9. 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる場合。
17 情報開示の方法 (ホームページアドレス等)	<p>当社ホームページにおいて、以下の内容を情報開示する。 http://taiseikai-web.com</p> <p>(1) 研修機関情報 ☆法人情報 ☆研修機関情報</p> <p>(2) 研修事業情報 ○研修の概要 対象 研修スケジュール(期間、日程、時間数) 定員(集合研修、実習)と指導者数 研修受講までの流れ(募集、申し込み) 費用 留意事項、特徴、受講者へのメッセージ</p> <p>○課程責任者 課程編成責任者:</p> <p>○研修カリキュラム 科目別シラバス 科目別担当教官名 科目別特徴(演習の場合は、実技内容・備品、指導体制) 修了評価の方法、評価者、再履修等の基準</p> <p>○実習施設(実習を行う場合) ☆協力機関の名称・住所等 ☆協力実習機関の介護保険事業の概要 協力実習機関の演習担当者名 実習プログラムの内容、プログラムの特色</p>

	<p>実習中の指導体制・内容(降り合えり、実習指導等) 協力実習機関における、の延べ人数</p> <p>(3) 講師情報 名前、略歴、現職、資格</p> <p>(4) 実績情報 過去の研修実施回数(年度ごと) 過去の研修延べ参加人数(年度ごと)</p> <p>(5) 連絡先等 申し込み・資料請求先 法人の苦情対応者名・役職・連絡先 事業所の苦情対応者名・役職・連絡先</p> <p>(6) 質を向上させるための取り組み</p>
18 受講者の個人情報の取り扱い	<p>受講者の個人情報については、個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守し、受講者の大切な個人情報の保護に万全を尽くす。 法人は、事業実施により知り得た受講者等の個人情報を第三者に漏洩または不当な目的で使用しない。 受講生が受講中に知り得た情報を他者に漏洩または不当な目的で使用しない。 なお、修了者名簿は介護保険法施行令第3条第2項第2号イの規定により県に提出する。</p>
19 修了証明書を亡失・き損した場合の取扱い	<p>亡失・き損した場合、受講者本人の申請により再交付する。 代理申請は如何なる理由であっても認めない。 再発行手数料：1通 ¥1,000円</p>
20 その他研修実施に係る留意事項	<p>この学則に必要な細則ならびにこの学則に定めのない事項で必要があると認めた場合は法人がこれを定める。 退校処分取り扱い 「16 解約条件及び返金の有無」を参照。</p>